

配信日時	1/21/2026 3:01:04 PM	送信ID	15797
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について(周知)
本文	<p>市内 各事業所、施設 管理者様</p> <p>日頃から本市障害福祉行政に御尽力賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、こども家庭庁及び文部科学省より「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について、通知がありましたので周知いたします。</p> <p>今回掲載した内容の詳細については、下記のとおり、障害福祉情報サービスかながわホームページを御確認ください。</p> <p>【障害福祉情報サービスかながわ ホームページ】</p> <p>(掲載先)</p> <p>→書式ライブラリ</p> <p>→3. 川崎市からのお知らせ</p> <p>→1-1 令和6年度報酬改定関係通知等</p> <p>→2026/1/21 更新:「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について(周知)</p> <p>(掲載URL)</p> <p>https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=267</p> <p>(発信元)</p> <p>川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当</p> <p>TEL:044-200-0082</p> <p>FAX:044-200-3932</p> <p>メール:40sidou@city.kawasaki.jp</p>